

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は穴吹興産株式会社と称し、英文では、ANABUKI KOSAN INC. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木建築の請負、設計、施工、監理及びコンサルティング業
- (2) 宅地造成及び土地建物の売買ならびに分譲
- (3) 宅地もしくは建物の売買、交換、貸借、代理、媒介等、宅地建物取引業の一切の事業
- (4) 土地有効利用に関する調査、設計、企画及び立案等のコンサルティング業
- (5) 不動産投資顧問業
- (6) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (7) 不動産鑑定業
- (8) 投資法人の設立企画人としての業務
- (9) 投資法人の資産の運用に係る業務及び投資信託の委託会社としての業務ならびにこれらの資金調達業務
- (10) 不動産証券化商品への投資業務
- (11) 信託受益権販売業
- (12) 建築用材料、インテリア用品、家庭用電気製品等の物品の販売
- (13) ホテル、旅館、簡易宿所、飲食店及び駐車場等の経営ならびに管理
- (14) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
- (15) フィットネスクラブ及びゴルフ場の経営
- (16) 建物及び建物内外の付属設備の維持管理業
- (17) サービス付き高齢者向け住宅の運営及びコンサルタント事業
- (18) 有料老人ホームの運営及びコンサルタント事業
- (19) 高齢者生活支援事業及びコンサルタント事業
- (20) 介護保険法に基づく介護関連事業及びコンサルタント事業
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 民営職業紹介事業
- (23) 電気の売買及び仲介業
- (24) 電気供給に関する事業
- (25) 自然エネルギー等による発電事業
- (26) 各種広告代理業
- (27) 貸金業及び融資の斡旋業
- (28) 砂利採取業
- (29) 損害保険代理業
- (30) 生命保険の募集に関する業務
- (31) その他前事業に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は本店を香川県高松市に置き、必要に応じ便宜の地に支店または営業所を設置する。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要があるごとに取締役会の決議に基づいて招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条（議決の方法）

株主総会の議決は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令または本定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める議決は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（買収防衛策）

当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当該対応策に基づく対抗措置として、当会社は、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律及び本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条（員 数）

当会社の取締役は 12 名以内とする。

第 21 条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条（招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 28 条（相談役及び顧問等）

当会社は取締役会の決議をもって、学識経験者または当会社に功労のあった者の中より相談役、顧問または参与各若干名を置くことができる。

第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条（員 数）

当会社の監査役は 4 名以内とする。

第 33 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 34 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 36 条（招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 39 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 42 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 43 条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 44 条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

第 45 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 47 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。